東京都児童福祉審議会　第５回本委員会　議事録

１．　日時　令和８年６月２９日（月曜日）　午後６時０１分～午後７時５２分

２．　場所　都庁第一本庁舎　４２階北側　特別会議室Ａ

３．　次第

（開会）

１　新委員紹介

２　議事

（１）東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の改正について

（２）児童福祉審議会部会の所掌事項追加について

３　報告

（１）令和７年度における各部会の審議内容について

・里親部会

・子供権利擁護部会

・児童虐待死亡事例等検証部会

・保育部会

・保育所等子供権利擁護部会

（２）専門部会　今後の検討事項・スケジュール等

（閉会）

４．　出席委員

大竹委員長、新保副委員長、秋山委員、鎌倉委員、亀岡委員、川松委員、菊地委員、慶野委員、須江委員、髙橋委員、馬場委員、米原委員

（オンライン出席）

青木委員、朝比奈委員、泉谷委員、牛島委員、加藤委員、首里委員、常安委員、仲委員、永島委員、中村委員、浜中委員、広瀬委員、益田委員、松原委員、山屋委員、横堀委員、米山委員、和地委員

５．　配布資料

資料１　　東京都児童福祉審議会委員名簿

資料２　　東京都児童福祉審議会行政側名簿

資料３　　保育所等における理学療法士等の配置に関する特例について

資料４　　保育所等子供権利擁護部会の所掌事項追加について

資料５　　令和７年度における各部会の審議内容

資料６　　専門部会　今後の検討事項・スケジュール（案）

開　会

○子供・子育て計画担当課長　本日はお忙しい中御出席をいただきましてありがとうございます。

ただいまより、令和７年期第５回東京都児童福祉審議会本委員会を開催いたします。今回は対面とオンラインの併用開催とさせていただいております。

私は、福祉局子供・子育て支援部子供・子育て計画担当課長の平川と申します。よろしくお願いいたします。

開会に先立ちまして、委員の方の御出席について御報告をさせていただきます。

本審議会の委員数は３５名でございます。本日御出席とお返事いただいている委員は３１名、うち１９名の委員にオンラインで御出席いただいております。所用のため御欠席とお返事をいただいている委員は４名でございますので、定足数に達することを御報告させていただきます。少々遅れていらっしゃる委員がおられますが、それ以外の方は皆様お揃いでございますので、始めさせていただきます。

次に、本日の会議資料についてですが、お手元のタブレットで御覧いただけますので御確認をお願いいたします。会議次第に記載のとおり、資料１から資料６までございます。タブレットについて、不具合、不明点等ございましたら、周囲に控えております職員へお声がけください。

なお、本日の審議会は公開となっております。後日、議事録等は東京都のホームページに掲載されますので、よろしくお願いいたします。

また、御発言に際しては、挙手の上、マイクスタンドのボタンを押していただくようお願いいたします。オンラインで御出席の委員におかれましては、挙手をしていただきつつ、またＴｅａｍｓの挙手ボタンを押していただきますようお願いいたします。

オンラインで傍聴されている皆様におかれましても、以降の録画等は御遠慮いただきますようお願いいたします。

続きまして、本日は、先の本委員会以降、新たに御就任いただきました委員につきまして、御紹介をさせていただきます。オンラインで御出席されている広瀬由紀委員でございます。

○広瀬委員　よろしくお願いいたします。広瀬と申します。

○子供・子育て計画担当課長　よろしくお願いします。

行政側につきましては、資料２として「東京都児童福祉審議会行政側名簿」をお配りしてございます。

変更のあった職員のみ御紹介させていただきます。

幹事を務めます政策推進担当部長、佐藤でございます。

○政策推進担当部長　佐藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○子供・子育て計画担当課長　同じく幹事を務めます総合連携担当部長、榎本でございます。
○総合連携担当部長　榎本でございます。よろしくお願いいたします。
○子供・子育て計画担当課長　同じく幹事を務めます児童相談センター次長、岡本でございます。
○児童相談センター次長　岡本です。よろしくお願いいたします。
○子供・子育て計画担当課長　書記を務めます子供・子育て支援部家庭支援課長、横森でございます。
○家庭支援課長　横森です。よろしくお願いいたします。
○子供・子育て計画担当課長　同じく書記を務めます子供・子育て支援部保育支援課長、落合でございます。
○保育支援課長　落合です。よろしくお願いいたします。
○子供・子育て計画担当課長　その他関係職員が出席しておりますが、資料２及び座席表をもって紹介に代えさせていただきます。

まず、議事に先立ちまして、福祉局長の髙﨑から御挨拶を申し上げます。

○福祉局長　着座にて失礼いたします。

東京都福祉局長の髙﨑でございます。

東京都児童福祉審議会第５回本委員会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日はお忙しい中、また、夜の時間帯にもかかわらず御出席いただき、誠にありがとうございます。委員の皆様には、日頃より、東京都の児童福祉行政の推進に御理解と御協力を賜りまして、心から御礼申し上げます。

本審議会は、常設の５つの部会でそれぞれが所掌いたします事項につきまして御審議いただくほか、東京都が取り組むべき重要課題につきまして専門部会を設置して、御意見や御提言等をいただいているところでございます。

この間の経緯について申し上げますと、令和７年１０月施行の児童福祉法等の改正では、保育所等の職員による虐待につきまして、児童養護施設等の職員による虐待と同様、虐待を発見した場合の通告義務や児童福祉審議会への報告等が規定されました。これに伴いまして、本審議会に新たに保育所等子供権利擁護部会を設置したところでございます。

また、令和８年１２月には子供性暴力防止法が施行される予定でございます。

こうした社会情勢を背景といたしまして、今後ますます子供への権利侵害への関心は高まっていくことが推察され、児童福祉審議会の役割の重要性はより一層増していくと認識しております。

また、東京都は社会的養育推進計画におきまして、里親等の委託率の目標数値を定めまして、達成に向けて施策を更に推進していることから、令和７年度に引き続き、専門部会におきまして、委員の皆様から御意見をいただきながら、里親委託等の推進の具体策を検

討しております。委員の皆様に集中的に御審議をいただいておりますことにつきまして、改めて厚く御礼申し上げます。

本日の審議会では、２件の議事を予定しております。

まず、国基準が改正されたことによります保育所等におけます職員配置に関する特例についてでございます。

２件目が、児童福祉法改正によりまして、児童福祉審議会での意見聴取が必要とされた事案に関しまして、部会の所掌事項の追加についてお諮りしたいと思っております。

東京都の児童福祉の向上・発展のためには、委員の皆様の知識や経験に基づく様々な御意見を頂戴いたしまして、東京都の施策に生かしていくことが重要となります。今後とも、特段のお力添えを賜りますようお願い申し上げまして、簡単でございますが、私の御挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○子供・子育て計画担当課長　申し訳ございませんが、髙﨑は所用によりまして、ここで退席をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○福祉局長　それでは、よろしくお願いいたします。

（福祉局長退室）

○子供・子育て計画担当課長　それでは、この後の進行につきましては、大竹委員長にお願いいたします。

○大竹委員長　皆様、こんばんは。

それでは、令和７年期第５回東京都児童福祉審議会本委員会を開催いたします。

委員の皆様方には、遅い時間にお忙しいところお集まりいただき、誠にありがとうございます。

早速ですが、会議次第に沿って進めさせていただきたいと思います。

はじめに、議事（１）「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の改正について」でございます。事務局より御説明をお願いいたします。

○保育支援課長　それでは、事務局より御説明いたします。

資料３「保育所等における理学療法士等の配置に関する特例について」を御覧ください。

はじめに、「国基準の改正の趣旨」でございます。

こちらに記載の内容は、令和６年１２月に国が示した保育政策の新たな方向性の中で示されている内容でございます。

保育所等において、障害のある子供や医療的ケア児の受け入れが増加しております。

こうした多様なニーズを抱えた子供について、インクルージョンの観点、言い換えますと、障害の有無にかかわらず、全ての子供が同じ環境で過ごして共に育ち合うことができるよう保育所等での受け入れを推進するとともに、ニーズに応じた専門的な支援の確保・充実が必要となっております。このため、理学療法士等の専門職も活用を進めて、保育所等における専門的支援等を推進するというものでございます。

次に、「改正府令等の内容」について御説明いたします。

丸の１つ目でございますが、「理学療法士等を、１人に限り、保育士とみなすことができることとする」というものでございます。保育士の配置基準は子供の年齢ごとに決められておりますので、基準を満たす人数の保育士を配置する必要がございますが、この特例を活用する場合は、理学療法士等を１人に限り保育士の人数に含めることができるというものでございます。「ただし、理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない」とされております。具体的には、理学療法士等と保育士が同じグループ、同じ保育室で保育を行うというものでございます。理学療法士等の範囲につきましては※印で記載しておりますが、以下の５つのいずれかに該当し、「かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者」とされております。「子育てに関する知識及び経験を有する者」につきましては、右側の点線で囲んだ中に記載しておりますが、「保育所等における勤続年数３年以上、または、子育て支援員研修の修了」が必要となっております。

また、丸の２つ目でございますが、下の※印に記載のとおり、従来から「看護師又は保健師を、１人に限り、保育士とみなすことができる」という特例がございます。この従来からある特例と今回の特例を合わせて、理学療法士等と看護師等が保育を行う場合につきましては、保育士による支援を受けることができる体制、括弧書きに「当該理学療法士等が保育を行うに当たって支援を行う保育士を除く」とありますので、理学療法士等への支援を行う保育士とは別に保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならないとされております。

次に、丸の３つ目でございますが、国の改正府令は令和８年４月１日に施行されております。都道府県の規定が改正されるまでの間は、国の基準を都道府県が定める基準とみなすとされております。都道府県の規定が改正された後は、都道府県の規定が適用されます。

最後に、資料の一番下の「都の対応」でございますが、改正府令に準じて、今後東京都の規則を改正することとしております。

事務局からの説明は以上でございます。

○大竹委員長　ありがとうございました。

ただいまの事務局の説明について、御意見、御質問等がありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

今説明がありましたように、国基準の改正に基づく東京都の対応というようなことですので、ここで御意見、御質問があればと思いますが。

仲委員、よろしくお願いいたします。

○仲委員　御説明どうもありがとうございました。

私、本当に勉強不足でこのことを存じていなかったのですが、そうしますと、同じ現場にこういった理学療法士、作業療法士、言語聴覚士のような方々が複数いらっしゃるときには、保育士の方がその支援につくならば、こういった方たちが例えば５人入るというよ

うなこと、みんなそれぞれ１人ずつはということですので、５人の保育士の仕事をこういった方々で担っていただくというようなことになったりもするのでしょうか。

保育士の方の専門性ということを考えると、それがほかの専門性の方々によって担われるというようなことになると、保育が手薄になってしまうのではないかなというような漠然とした疑問を抱きましたので、お尋ねいたします。よろしくお願いします。

○大竹委員長　御質問ありがとうございます。

では事務局、よろしくお願いします。

○保育支援課長　事務局からお答えいたします。

今回の特例につきましては、各施設において１人に限って保育士とみなすことができるというものでございますので、１つの施設の中で２人以上の理学療法士等を活用することは想定されておりません。

以上でございます。

○仲委員　ありがとうございます。

そうすると１人理学療法士、１人言語聴覚士とか、１人は障害児の担当とか、そういうことは可能になるということですか。

○保育支援課長　１人については、資料に記載のとおり保育士とみなすことができるとなっております。

○仲委員　ありがとうございました。

○大竹委員長　仲委員、よろしいでしょうか。

○仲委員　承知いたしました。ありがとうございました。

○大竹委員長　続いて米山委員、よろしくお願いいたします。

○米山委員　米山です。

ぜひ、これは進めていただきたいと思います。私自身、障害児支援の立場にございますが、もう一方で、この保育所の理学療法士等の配置とともに、障害児支援のほうでは児童発達支援センターを中心として、インクルージョンの推進という中で、保育所等訪問の支援ということが予算化されています。

実際に保育所等訪問している理学療法士と、ちょうどここの資格要件のところにある職員、支援者が保育所等訪問をしておりますが、これはいわゆる５歳児健診が始まって、保育所でどのような支援が必要かという判断をしていただいた子供たちに、保育所でどのように支援をするかとか、そういうアドバイスをもらえるというところでは、なかなか職員配置だけではうまくいかないことが予想されますので、ぜひ障害児支援のほうの法律でインクルージョンの推進ということを掲げておりますので、その辺りが障害児支援の部分とぜひ連携して支援が進むことを願っております、という意見でございます。

以上です。

○大竹委員長　貴重な意見をありがとうございました。意見として伺いたいと思います。

そのほか、何か御質問、御意見があればと思いますが、いかがでしょうか。

髙橋委員、よろしくお願いします。

○髙橋委員　髙橋です。

本来ならば保育所にプラスでそういった専門職を加配することが本当は求められているのではないかなと思いながら、今のところは苦肉の策でそういった要素を入れていく策を国が提起したということで、東京都としてもそのような形で進めますという御提起についてはよろしいかと思うのですが、できれば、必須ではないにしても、保育所で保護者の対応や子供の対応に困られているときに、御相談できる専門職を置けるような配置になっていくとよいなということは願いとして、意見として言わせていただきます。お願いします。

○大竹委員長　御意見ありがとうございました。

事務局、ありますか。

○保育支援課長　事務局から少し補足させていただきます。

今回の国の対応は大きく２つ種類がございまして、１つがこの特例ですが、これとは別に、配置基準上必要な保育士を全て満たした上で、理学療法士等をプラスで配置する場合につきましては、公定価格の療育支援加算という加算の中に新しい区分が設けられまして、そこで追加の加算が取れることになっております。

具体的に申し上げますと、理学療法士等を週３日程度配置した場合は、月額約２２万５千円の加算が出ることになっておりますので、国としては、プラスで加配した場合は加算で取れて、一方で保育士としてみなすという特例も設けて、施設がその実情に応じて選択できるようにしているということでございます。

以上です。

○大竹委員長　ありがとうございました。

それでは、広瀬委員、お願いいたします。

○広瀬委員　よろしくお願いします。初めての参加で、勝手もわかってない中の発言ですみません。

他職種が入られるといったときに、保育の現場なので、ぜひ保育をベースに考えていただきたいなと思っております。

というのも、例えば巡回の専門職の先生も回ってこられて保育士の方から非常に参考になるというような御意見もたくさんいただく一方で、どうしても現場になじまない御意見をいただいてなかなか現場が混乱してしまうというようなところもあったり、あと、これは他職種だからというわけではないのですが、加配の専門職の先生が入るというところで、障害のある子とほかの子が逆に分断されてしまう。本来ですとインクルージョンを目指すというところであっても、どうしても障害の専門職として入ると障害のある子だけを見てしまうとか、それ以外の子との関わりはどうしても分断されてしまうというような危険性も考えられるかなということを、一瞬、懸念をいたしました。

もちろん、子育てに関する知識及び経験を有するというところも合わせて資格として

あるので、その辺りは保証されるのかなと思うのですが、入口の条件だけでなくて、実際に入った後の研修やフォローなど、その辺りもぜひ丁寧にやっていただきたいなと思いました。

とりとめのない意見ですが、よろしくお願いいたします。

○大竹委員長　御意見ありがとうございました。

何かそのほか、御質問や御意見ありますでしょうか。

米原委員、お願いします。

○米原委員　米原です。

これまでの意見と重なることがあるかもしれませんが、理学療法士等を保育士とみなすことができるということで、この保育士の働きですね。シフトを含めた、あと記録や、様々な行事等の準備、それから進行そのほか、本当に他の保育士と同じように職務をしていただくということにつながればいいのですが、つながることが本当にいいかどうか分からないのですが。

理学療法士等が保育士として認められることによって、他の保育士が業務のしわ寄せを受けるようなことがないように、そこはきちんと自治体、それから東京都も見ていただければと思います。

以上です。

○大竹委員長　ありがとうございました。

そのほか、いかがでしょう。

亀岡委員、お願いします。

○亀岡委員　亀岡でございます。

今の米原委員の意見に若干重なるかもしれませんが、今回、理学療法士の方等が１人増えるということになると、従来の看護師等と合わせて２名になるように私は読んだのですが、この方に対して、先ほどおっしゃってたような、要するに保育士による支援を受ける体制を作るとなると、２名に対して保育士が支援できる体制を作る。そうすると、先ほど米原委員がおっしゃったシフトも含めてですが、この特例が従来よりも良い保育につながっていくのだと判断をされた上での制度かとは思うのですが、１つの保育所の中で２名の方がそういうことに携わっていくのだということ含めて懸念を感じている部分があるのですが、これは私だけであればよろしいのですが、何か御意見があれば伺いたいと思いました。

○大竹委員長　事務局、よろしいですか。

○保育支援課長　御指摘ありがとうございます。

今、複数の委員の皆様がおっしゃったことは、まさに国の通知にも書かれておりまして、今回の特例を活用することによって従来の保育士の方に業務が偏ることがないように、特に施設長への依頼として、理学療法士等への研修の機会を与えることですとか、日々のシフトの中で従来の保育士に業務の負担が過剰に偏ることがないように管理を行うとい

うことが示されております。

以上でございます。

○大竹委員長　ありがとうございます。

基本は導入することによって保育の質を高めるということがベースになると思いますので、その点は踏まえて導入していただければと思っております。

そのほか何か御質問、御意見があればと思いますが。

秋山委員、お願いします。

○秋山委員　秋山です。

特例の２つ目、後半に言われた特例ですが、週３日というのは、理学療法士、同じ業種が３日なのか、理学療法士、作業療法士、心理等、専門職を組み合わせて週３日でもよいのか、それを教えていただけますか。

○保育支援課長　特例ではなくて、先ほど御説明した療育支援加算、プラスで配置することにつきましては、特に特定の専門職に限定することという規定はございませんので、組み合わせて活用すること、また、直接雇用しなくても派遣を受ける場合も対象となっておりますので、柔軟な運用が可能と考えております。

○秋山委員　ありがとうございます。

それであれば、かなり専門性を保育現場に入れることができるので、助かると思います。

ありがとうございます。

○大竹委員長　米山委員からまた御質問、御意見がございます。よろしくお願いします。

○米山委員　米山です。

情報提供として、先ほどやはりこの理学療法士等の専門性もですが、ベースの保育や障害児の支援ということは、子供家庭庁の令和７年度の調査研究で株式会社日本総合研究所がまとめた事業報告が出ていて、動画で基礎研修をするというプログラムがもうできておりまして、そういうものもぜひ利用していただいて、障害児支援だけではなくて保育も学べるというような研修もされるとよろしいかなと思いましたので、情報提供しました。

以上です。

○大竹委員長　貴重な情報提供ありがとうございました。

いかがでしょうか。よろしいですか。

今回も色々な前向きな御意見等をいただきました。これら委員の御意見、また御懸念もありました。そういったものを払拭する形で、今回、国の基準の改正に基づく東京都の対応ということになります。

本日いただいた意見を踏まえながら、基本的には事務局案のとおり進めさせていただければと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

それでは、次の議題に入りたいと思います。続きまして、議事（２）「児童福祉審議会

部会の所掌事項追加について」でございます。事務局より御説明をお願いいたします。

○保育支援課長　それでは、事務局より御説明いたします。

資料４「保育所等子供権利擁護部会の所掌事項追加について」を御覧ください。はじめに「趣旨」でございますが、児童福祉法が改正され、児童生徒性暴力等を行った保育士について、登録取消や再登録の制限等、資格管理の厳格化が図られております。

また、児童生徒性暴力等によって保育士登録を取り消された者等について保育士の再登録をするに当たっては、児童福祉審議会での意見聴取が必要とされております。

次に、「改正の概要」でございますが、右側の太線で囲った部分が改正後の内容でございます。改正前と比べますと、「①欠格期間」は、拘禁刑以上の場合が２年から期限なしへ、罰金刑や登録取消による場合は２年から３年に厳格化されております。

また、「②登録取消事由」に「児童生徒性暴力等を行ったと認められる場合」が追加されております。

一番下の「③再登録の制限」でございますが、「児童生徒性暴力等により保育士登録を取り消された者等については、加害行為の重大性、本人の更生状況、被害児童及びその関係者の心情等を総合的に判断し、再登録が適当である場合に限り再登録することができる」とされております。

また、「再登録を行うに当たり、あらかじめ、都道府県児童福祉審議会の意見を聞かなければならない」とされております。

次のページを御覧ください。「「児童福祉審議会の所掌事項」に追加する事項」でございますが、「児童生徒性暴力等により保育士登録を取り消された者等の再登録に当たって、諮問を受けて答申すること」でございます。

また、「国が想定する意見聴取の体制」として、再登録審査の公平、公正性や専門性を確保するために、「児童生徒性暴力等に関する学識経験を有する者」、具体的には医療、心理、福祉、法律の専門家等に参画いただくことが考えられるとされております。

資料の中段の表は、現在の各部会の所掌事項でございますが、太線で囲っております保育所等子供権利擁護部会は、現在の所掌事項と今回追加する事項との関連性が高く、国が想定する意見聴取の体制も満たしておりますため、保育所等子供権利擁護部会の所掌事項に本件を追加することについて、お諮りしたいと考えております。

事務局からの説明は以上でございます。

○大竹委員長　ありがとうございました。

これから各委員の皆様に御意見をいただく前に、まずは、本事項は保育所等子供権利擁護部会の所掌事項に関することになるため、米原部会長に一言コメントをいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○米原委員　米原です。

ただいま事務局より御説明いただいたとおり、保育所等子供権利擁護部会で当該の所掌事項を追加することはもちろん適当だと考えますが、一方で、資格管理に関しまして、

今、別の専門委員というのが設けられておりますので、ゆくゆくは資格管理の専門委員とこちらの部会の役割の分担ですね、それを一緒にするなどということも検討できるのかなと考えております。

まずは、制度ができて、どこかが所掌しなければいけないということで、この保育所等子供権利擁護部会が所掌するということはよろしいかと思います。

私からは以上です。

○大竹委員長　ありがとうございました。

それでは、その他、皆様から何か御質問、御意見等がございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

慶野委員、よろしくお願いします。

○慶野委員　都民公募委員の慶野です。都内で１歳児を育てています。

再登録の基準についてお伺いしたいのですが、児童生徒性暴力等について、犯罪に該当するものと該当しないものがあるということを伺いました。米原委員や仲委員も携わられた東京都の教材で知りました。

保護者としては、犯罪に該当する行為があった保育士が数年後に再登録をするということは、更生状況が良好だと言われても受け入れがたいと思ったのですね。

ですので、この審査について、これをやったら何の事情があっても再登録はダメというような何らかの基準を設けるのか、それともこの保育所等子供権利擁護部会だけで価値判断をするのかということをお伺いしたいです。

どこの所掌になるとしても、再登録は厳格に行ってほしいと思っております。

一旦以上です。

○大竹委員長　事務局、ありますか。

○保育支援課長　御質問ありがとうございます。事務局から御説明いたします。

まず、今回の再登録審査につきまして国から指針が示されておりますが、再登録審査の基本的な趣旨としまして、児童生徒性暴力等を行ったことによって登録取消となった保育士が保育の現場に戻ってくるという事態はあってはならないというのが大前提でございます。

ですので、再登録の審査に当たっては、児童福祉審議会の意見も踏まえて、先ほども御説明しました加害行為の重大性や、本人の更生度合い、被害児童及び関係者の心情等に照らして、総合的に判断することが求められると。

また、再登録を行うためには、少なくとも児童生徒性暴力等を再び行わないということの高度の蓋然性が必要とされています。ですので、児童生徒性暴力等を再び行う蓋然性が否定できない、蓋然性という言葉がわかりづらいですが、可能性とか確実性ということですが、児童生徒性暴力等を再び行う可能性が否定できない場合は、基本的に再登録を行わないことが適当とされております。

具体的な審査の基準等は明確には定められていないのですが、国から考慮すべき点と

して示されておりますのは、まず加害行為の悪質性、これが極めて重大な場合は、それをもって再登録はできないということになります。

また、再登録の申請をする際は本人からの申請書がベースになるわけですが、客観的な資料として、例えば刑事、民事裁判になった場合はその判決謄本を出させるですとか、あとは、その後、本人が治療を受けた場合については診断書や更生プログラムの受講歴、評価等も提出させるということになっておりますが、基本的な考え方としては、再び行う蓋然性が否定できない場合は基本的には再登録を行わないことが適当となっております。

以上でございます。

○慶野委員　ありがとうございます。

○大竹委員長　ありがとうございました。

それでは、牛島委員、お願いいたします。

○牛島委員　よろしくお願いします。都民公募委員の牛島です。

今の御質問と重複する点もあるかと思うのですが、今回、「再登録を行うに当たり、あらかじめ、都道府県児童福祉審議会の意見を聞かなければならない」と記載がございますが、仮に、再登録が都道府県をまたぐようなケースになった場合は、その情報というのは、他道府県での登録の取消や通報履歴というものは、どのような形で網羅的に共有される制度となっているのかというところをお伺いしたいというところと、近年、資格の情報のデジタル化だったり、連携の仕組みの整備というところはデータベース化が進められてると承知しているのですが、再登録のときの児童福祉審議会の審査において、そういったものが必ず参照されることが制度上担保されているのかどうかというところもお伺いできたらと思います。

よろしくお願いします。

○大竹委員長　ありがとうございます。

では事務局、よろしくお願いします。

○保育支援課長　御質問ありがとうございます。

まず、保育士の資格管理に関しましては、国のほうでシステムを構築していまして、データベースが構築されております。ですので、御質問のあったように、都道府県をまたぐような事例は想定されますが、そういった場合でも、全国共通で使っているシステム、データベースで確認をして、また、資格の取消を行った都道府県と再登録の申請を受け付けた都道府県が異なる場合も当然考えられますが、都道府県間で連携をして、情報共有をしながら審査をしていくということになっております。

以上でございます。

○大竹委員長　牛島委員、よろしいでしょうか。

○牛島委員　ありがとうございます。

○大竹委員長　その他、何か御質問、御意見があればと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

今回も児童福祉法の改正に基づく対応というようなことになりまして、ここでの審議は、国が示したように、再登録をする場合は児童福祉審議会の意見を聞かなければいけないというようなことと、合わせて、では児童福祉審議会のどの部会で所掌するかというところにつきましては、東京都の案としましては保育所等子供権利擁護部会でお願いしたいというようなことでございます。

このような内容でよろしいでしょうか。

（首肯する委員あり）

○大竹委員長　ありがとうございました。

それでは、ただいま伺った意見等も踏まえながら、基本的には事務局の案のとおり進めさせていただければと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、報告事項に移りたいと思います。令和７年度の各部会の審議内容について報告いただきます。部会ごとに事務局より説明をしていただいて、それぞれ部会長の方から御意見や御感想を頂戴したいと思っております。

では、まず里親部会について事務局からお願いしたいと思います。

○育成支援課長　それでは、資料５「令和７年度における各部会の審議内容」を御覧ください。

私、育成支援課の六串からは里親部会の状況につきまして御報告いたします。

東京都では、令和６年度までは里親として適当と認めることを「認定」、里親登録簿に搭載することを「登録」として制度運用しておりましたが、令和７年度からは里親として適当と認め、里親登録簿に登録することを合わせて「登録」とすることに変更しております。部会の名称につきましても、令和７年度から、従来の里親認定部会を里親部会に変更してございます。

まず、資料の上段「１　開催回数」を御覧ください。こちらにつきましては、例年同様６回でございました。その下「２　審議件数」でございますが、令和７年度は色がついているところですが、養育家庭につきまして４５件、養子縁組里親３８件、専門養育家庭３件、親族里親３件、合わせて８９件の諮問が行われました。

御審議いただいた結果、その隣ですが、適格が８９件。また、不適格、再調査につきましては０件でございました。

なお、令和６年度と比較しまして、審議件数は２５件の減となってございます。

以上でございます。

○大竹委員長　ありがとうございました。

それでは、横堀部会長、いかがでしょうか。

○横堀委員　里親部会部会長の横堀です。

私からは、加えて部会の様子等について少し御報告いたしますとともに、私の感想もお届けしたいと思います。

令和７年度の里親部会の審議内容は、ただいま御報告いただいたとおりでございまし

た。令和７年度は、審議案件の中で不適格、再調査はございませんでした。審議案件がやや減っていることにつきましては、色々な状況がございます。

里親申請者の御家庭の状況も様々であります。どの御家庭も申請に至る思いと強みの部分がある一方で、子供の委託を実際に想定いたしました場合に、留意点や調整を要する点もお持ちであります。

そこで、里親申請者が支援者と対話をしながら、子供のために家庭生活の調整を図ることが可能であるか、また、多様な背景を抱えた子供を受け止めて、子供理解を踏まえた養育を作ろうとしていただけそうか等、調査者によるアセスメントをお聞きしながら、随時確かめ、議論を深めております。

部会委員の方々からは、それぞれの専門的な見地から具体的な御質問、御意見を出していただいてきました。毎回、里親養育に求められる前提条件や子供の委託、あるいはそれ以後のプロセスを見据えた確認を事務局とともに行い、里親としての適格性を判断する機会としております。また、関連する課題についても随時の意見交換を行ってきました。

申請者の中には、まず不妊治療を一区切りさせて養子縁組里親を希望されるといった家庭が多くあります。そもそもの我が子が欲しい願いが入口でありましても、社会的養護を必要とする子供の福祉のための制度であることを理解していただけるか、家庭養育を必要とする子供の理解を踏まえて、子供のニーズに応える養育者になっていけそうか等に着目し、養育の土台の確認をしております。

実子がいるご家庭では、実子の子育て経験が生きるであろうといった強みもありつつ、委託児童の状況によっては、実子とは質的に異なる養育になるということの想定を持っていただく必要がございます。実子への一定の配慮は不可欠ですので、必要な文言を随時お付けしております。

一方、すでに養子縁組里親として登録している御家庭が、養育家庭の申請を加えて、子供との出会いの可能性を広げたいとの思いが読み取れるケース、養子縁組里親と養育家庭の二重登録を当初から希望されるケース、親族里親の申請ケース等にも出会っております。そう多くはないですが、専門養育家庭、専門里親の申請もあります。

支援は一連のプロセスで構成されます。また、事後にわたりましても当事者に説明責任を果たす必要があります。そこで事務局には、里親申請者、家庭への確かな調査と見立てを、そして調査内容の要点を、課題を含めて申請書に確実に適切に記載していただきますことを引き続きお願いしたいところです。里親部会で拝見する申請書は、里親としての可否を部会として答申するためだけに用いるのではなくて、以後の子供の養育環境を安定的に作るための確認点を関係者が共有するためにも重要と考えるためであります。

更に、部会で各申請者の御家庭について協議確認した事項や、部会としてお付けした付帯意見、そしてそれらの意味を確実に現場に引き継いでいただき、児童相談所、フォスタリング機関、社会資源との協働による里親家庭支援、一連のソーシャルワークを確かな形で進めていただければと願っております。

制度の適切な運用及び家庭養育につながる子供を安定的に支援できることを願いまして、部会でもできる形で今後も検討を重ねてまいれればと考えております。

里親部会の御報告は以上です。どうもありがとうございました。

○大竹委員長　横堀部会長、ありがとうございました。

続きまして、子供権利擁護部会についてお願いいたします。

○子供・子育て計画担当課長　それでは、資料の１０ページを御確認ください。

子供権利擁護部会について、私、平川から御報告させていただきます。

まず令和７年度の実施状況につきまして説明させていただきます。主に網掛けの部分を御確認ください。まず「１　開催回数」でございます。令和７年度も例年と同様、１２回の開催でございます。

「２　審議件数」でございます。令和７年度は全部で４４件でございまして、その内訳といたしまして、「（１）児童または保護者の意向と児童相談所の措置が一致しない事例」が４０件、「（２）児童相談所が必要と認める事例」が４件でございます。

続いて、「３　被措置児童等虐待の状況報告件数」でございます。令和７年度の被措置児童等虐待の通告受理件数は５４件でございまして、近年では最も高くなりました。このうち、令和８年６月１日時点で調査済みのものは４件、調査の結果が虐待に該当すると判断したものが４件という状況でございます。

虐待該当の内訳でございますが、全て社会的養護関係施設のものとなってございます。近年、通告受理件数が増加しておりまして、受理した年度中に迅速に事実確認調査等ができていない状況になっておりまして、我々事務局といたしましても調査方法や体制の見直しが必要な状況となっております。

３ページを御覧ください。「４　里親養育専門相談事業の対応件数」でございます。本事業は、里親と児童相談所の間で委託児童の養育方針等について意見が異なる等、両者及びチーム養育の中で調整が困難な事案につきまして、専門相談員が第三者の立場から児童や里親、児童相談所の意見を聞き、調整を図るものでございます。令和７年度は、報告件数は４件でございました。

「５　子供本人申し立て制度の対応件数」でございます。本制度は、児童福祉法の改正によりまして、措置内容に関して、希望に応じて児童福祉審議会に直接申し立てることができるものです。令和６年度から運用開始となりまして、令和７年度は１件でございました。

詳細な内容は申し上げられないのですが、内容が、きょうだいと同じ施設で暮らしたいというものです。児童本人から申し立てがある以前から、児童相談所や施設のほうで対応しておりまして、結果としては、同じ施設で生活する方針となっております。

児童本人はこの申し立て制度を利用したことについて、きちんと大人が話を聞いてくれて、たくさんの大人が関わって色々な意見が出た中で希望が叶えやすいように感じたと好意的に捉えており、最後に、児童福祉審議会での話し合いの結果を児童本人に伝えた

委員からも、初めて会ったときよりも児童本人の顔つきがしっかりし、色々な人に話を聞いてもらえた体験が児童本人の自信にもつながったようにも思われるという所感をいただいております。

報告は以上となります。

○大竹委員長　ありがとうございました。

本日、加藤部会長の御都合がつかないため、泉谷副部会長から御意見をいただくことになっております。

泉谷副部会長、よろしくお願いいたします。

○泉谷委員　ありがとうございます。

先ほどまで加藤部会長いらっしゃったのですが、職務の御都合で退室されましたので、副部会長の泉谷から代理で御報告をさせていただきます。

先ほど事務局から御報告いただきました審議件数につきましては、令和６年度同様、児童福祉法第２８条に基づく申し立ての適否に関する諮問に当たる「（１）児童または保護者の意向と児童相談所の措置が一致しない事例」が最多となっております。

審議におきましては、子供と家族全体の支援という視点、子供の特性や生活歴を考慮した将来を見通した支援、子供家庭支援センターや児童養護施設等、関係機関との連携等について、委員の皆様から、専門的な見地から御意見をいただき、議論を進めております。

また、子供権利擁護部会の意見聴取を求める「（２）児童相談所が必要と認める事例」の審議もございました。

いずれの案件も、子供や家族の状況が非常に複雑、且つ多様な状況です。児童相談所の皆様が本当に対応に苦慮されながらも、子供の最善の利益を最優先に尽力されていることが御報告を受ける中で伝わってまいります。

続きまして、「３　被措置児童等虐待の状況報告件数」についてですが、令和７年度に比べまして、先ほど事務局からもお話があったとおり、受理件数が１０件以上増加しております。件数が増える中、事務局の皆様には本当に丁寧な調査をしていただいておりますが、その調査報告を拝見、拝聴いたしますと、加害職員等の個人的な資質の問題だけではなく、入所児童への関わりの難しさに現場の職員の皆様が本当に苦慮されている様子が窺えます。

また、不適切な対応に気づきながらも、施設内で情報共有が困難であったり、組織的な対応が不十分であった事例も散見されているように感じます。背景には、社会的養護施設の人材不足、支援者育成の課題等があると考えられます。個人の問題に帰結するということではなく、組織としての対応を振り返る機会を持つ等、色々な対応を検討していくことが必要であると考えております。

「４　里親養育専門相談事業の対応件数」ですが、先ほど御報告がありましたように、４件とのことでした。御報告を伺っておりますと、専門相談員の方々が里親の方から、また児童相談所の方からお話を丁寧に聞いてくださり、非常に粘り強く対応してくださっ

て、帰結に至っているというようなことが伝わってまいります。

最後に、「５　子供の本人の申立て制度の対応件数」ですが、件数としては令和７年度に続き１件ということでございました。事務局からケースの概要についても若干御報告がありましたが、申し立てがございますと、部会の委員の皆様の中から担当として１人ついてくださって、子供本人、児童相談所、児童養護施設、色々な関係機関の皆様からの聞き取りを行い、委員の皆様から専門的な視点からご意見をいただいて、審議をさせていただいている状況でございます。

今回の案件につきましては、子供自身が自分の思いを伝えたい、申し立てをしたいと主体的に動くことができた背景には、児童相談所や子供が生活している児童養護施設の皆様が、子供が安心して生活できるように尽力されたこと、それから日々の生活を通じて子供をエンパワーメントしてくださった成果で、こういった申し立てに至っているのではないかと感じております。

子供権利擁護部会は毎月１回開催されておりますが、審議案件が多いときは審議が長時間に及ぶこともございます。お忙しい児童相談所の皆様をお待たせしていること、申し訳なく思っております。また、事務局の皆様には毎回遅くまで御対応いただいており、大変恐縮です。引き続き、今後ともよろしくお願いいたしたいと思っております。

報告は以上となります。ありがとうございました。

○大竹委員長　泉谷副部会長、ありがとうございました。

続いて、児童虐待死亡事例等検証部会についてお願いしたいと思います。

○家庭支援課長　資料の１２ページ、児童虐待死亡事例等検証部会につきましては、私、家庭支援課の横森から御説明をさせていただきます。

まず、令和６年度検証について御説明をいたします。「１　開催回数」ですが、令和７年度に５回開催いたしました。ヒアリングを行った関係機関は６ヵ所でした。

次に「２　審議内容」ですが、下の２つ目「令和６年度検証」を御覧ください。令和６年度検証は令和５年度中に発生した重大な虐待事例の１０事例につきまして、調査票に基づく相対的な分析を実施いたしました。うち１つの事例につきましては、部会のヒアリングによる検証を行いました。その報告書は、令和７年１２月２４日に公表いたしました。

次に、「令和７年度検証」でございます。令和７年度検証は、令和６年度中に発生しました重大な虐待事例５事例について、調査票による相対的な分析を実施し、そのうち２つの事例につきまして、部会のヒアリング等による検証を継続して行っております。

１３ページに、令和６年度検証の概要資料を添付してございます。

「２　提言内容」を御覧ください。「（１）調査票による分析・検証結果（１０事例）」についてでございます。 子供の年齢は０歳児が半数以上を占めておりまして、きょうだいの通告歴も４事例ございました。

続きまして、「（２）詳細の調査・ヒアリングによる検証（１事例）」を御覧ください。障害が残る可能性のある事例について取り上げました。

「②主な改善策」でございますが、特定妊婦の対応困難事例につきましては、「早い段階から関係機関が児童相談所と情報共有を行い、連携し、母子の安全確保が必要である。」、一時保護解除の判断に当たりましては、「児童相談所は関係機関との協議を徹底し、関係機関が不安等を感じている場合には家庭復帰後の十分な支援策の検討、状況に応じて一時保護解除後の時期の見直しをすることが必要である。」、行政機関に対しましては、「拒否的な保護者に対して個別な状況に合わせたきめ細やかなアプローチ方法を検討し、信頼関係を構築していくことが必要である。」、との提言をいただいております。

最後に、「３　提言を踏まえた都の対応策」といたしまして、東京ルールの見直し、子供家庭センターにおける児童相談部門と母子保健部門の連携した虐待の未然防止の取り組みの支援の強化、不安や悩みを抱く妊産婦を対象とした広報活動・普及啓発の実施、本報告書を用いた研修の実施や内容の共有を都として行っていくことといたしました。

私からの報告は以上になります。

○大竹委員長　ありがとうございました。

それでは、川松部会長、いかがでしょうか。よろしくお願いします。

○川松委員　ありがとうございます。それでは、川松のほうから御報告いたします。

児童虐待死亡事例等検証部会ですが、委員の皆様が、事例についてヒアリングをした後、意見交換をしますが、その意見交換自体がソーシャルワークについての学びがとても深くて、様々な見解がそこで出されますが、そのこと自体がとても有益な場になっているなと感じていまして、できるものならこれを各関係機関の支援者の皆さんに聞いてもらうことが一番よいのではないかなといつも思いながら委員の皆様の御意見を伺っています。

東京都の場合は報告書の原案自体は事務局で執筆されていますので、事務局の皆様には本当に大変な御苦労をおかけしているなといつも感じているところです。

今も御説明がありましたが、令和６年度検証の報告書では１０事例が対象でしたが、そのうち７事例が０歳児であるということです。これは国の検証報告のほうも、累計だと０歳児が半分弱でしたが、令和７年の報告書は０歳児が６８％、７割近いのです。しかも、その中でも０日死亡事例が３３％、３分の１が０日死亡事例で、近年０歳児、しかも０日死亡事例の比率が非常に増えていると思います。

妊娠について悩みを抱えて相談できない妊娠葛藤を抱えた、特に若年女性の方の支援課題というものが改めてとても大きく今クローズアップされているのではないかなと、そこに社会としての支援を提供していくということが非常に重要になっているのではないかなと感じています。

今の御説明にもありましたが、１０事例のうちで０歳児の事例が多いのですが、そのうちの２事例は上の子に児童相談所等が施設入所や里親委託等で関わっているご家庭に下の赤ちゃんが生まれて、その赤ちゃんが亡くなっているのです。そういう事例が２事例あって、しかもその家族背景、家族構成や経済的状況などがそっくりで、非常に共通性の高い事例でした。

そのことについて部会でも検討されまして、まず出産前からリスクが高い事例については、特定妊婦として位置づけて支援が必要だということ。それから行政の関わりに拒否的な方が多いので、しかし、丁寧に関わりを作りながら粘り強く関わってお話を伺うことで支援につながる事例もあるということで、そういう支援がうまくいっている事例を組織的に共有しながら関わり方を丁寧に作っていく必要があるのではないかというような意見も出ました。

それから、母子一体型ショートステイはとても有効な支援だと思うのですが、なかなかまだそこが広がっていかないので、妊娠から切れ目のない支援と言いますが、母子一体でのショートステイ等の社会資源が充実して、利用が、アクセスがしやすくなる。そういう支援が地域で充実していくことが必要かなと感じるところです。

１事例ヒアリングを行って検証を行っていますが、これも０歳児の事例で、今申し上げた事例と共通性があるのです。この事例は自宅出産、自宅分娩されているわけですが、医療機関の関わりも拒否されるような事例で、関係機関がなかなか介入が難しい事例でした。しかし、医療機関は非常に丁寧に関わっていただいていたのです。そういう中で、自宅で出産されているところを把握して、児童相談所が対応して一時保護につながっている事例ですが、なかなか関わりが難しい事例なのですが、援助を拒まれる事例にどうやって関わっていくかということで、関係機関の情報共有と、それから特定妊婦として早くから関わることが必要だということや、特定妊婦についての事例は早めに児童相談所と共有をして児童相談所につなぐことが必要ではないかというような意見が出たところです。

しかも、連休を挟む中で事態が起こるのですが、割と三連休や年末年始などに重大事態が起こることが多いなと感じますが、そういう休みに入る前に、緊急事態が起こった場合にどうするかということを関係機関でよく練っておいて対応を取っておく必要があるのではないかというようなことが話されました。

特定妊婦についての児童相談所と区市町村間での情報共有について、東京ルールの記載を見直す必要があるのではないかということが提言として出されまして、東京都のほうで対応されまして、そこは見直しをされたということです。

それから、この事例はやがて一時保護が解除されるのですが、在宅支援に移ってから保育所がなかなか確保できなくて、実際には家庭支援が入るわけですが、ホームヘルプサービスが入っていくのですが、これもなかなかうまく継続できないような状況がありました。

難しい事例だったなと思うのですが、関係機関の関与に拒否的な家庭について、アプローチ方法を支援機関でよく検討して、そのような方たちが支援につながりやすくなるような関わり方の共有や、あるいは利用しやすい、あるいは利用したくなるような地域サービスを充実していって、そのアクセシビリティも改善していくことが重要ではないかというような意見も出されました。

そして、医療機関が家庭復帰後は関わっていなかったわけですが、ほかの機関が関われ

なくても医療機関が関われるという可能性がありますので、医療機関と情報共有しながら関わりを作っていくということも重要ではないかというような意見も出されたところです。

今後に向けてですが、こうした報告書が毎年出ているわけですが、これを支援機関、関係機関で活用いただいて、研修に使うなど、なんらかの場で報告がされるという形で、各区市町村や東京都において、関係機関において活用されることが必要ではないかなと思いますので、引き続き活用方法についても御検討いただきたいなと思っております。

以上で報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○大竹委員長　川松部会長、ありがとうございました。

次に、保育部会についてお願いしたいと思います。

○保育支援課長　資料の１５ページを御覧ください。保育部会の審議内容について、保育支援課から御報告いたします。

まず「１　開催回数」は、令和７年度は８回でございます。

「２　審議件数」ですが、令和７年度は「計画承認」が３３件、「設置認可」が２５件でございます。いずれも全て「適」として承認の答申をいただいております。なお、設置認可２５件の内訳でございますが、新規開設が５件、認証保育所から認可保育所への移行が２件、設置者の変更が最も多くて１８件となっております。

その下の「保育所に対する事業停止命令」と「認可外保育施設に対する業務停止命令・閉鎖命令」につきましては、いずれも審議件数は０件でございます。

報告は以上でございます。

○大竹委員長　ありがとうございました。

それでは、米原部会長、よろしくお願いします。

○米原委員　米原です。

ただいま報告いただいたように、保育部会の審議の際には、まず保育所の計画を承認する。そしてその後、設置認可をして答申をすると二段構えになっておりますが、この審議件数が、例えば設置認可を見ていきますと、令和３年度は９４件だったものが、令和４年度は５４件、令和５年度は４１件、令和６年度で２１件、令和７年度で２５件と、概ね減少してきております。これは、保育施設が充実してきていることと、少子化も地域によってはありまして、新規の認可件数が減ってきているということがあります。この設置認可には、新規の認可と、もう１つ、設置者変更というものがありまして、新規の認可はかなり少なくなってきております。実は、この表には載っておりませんが、令和２年度、令和１年度辺りは年間で２００件以上の認可をしてきたということもございます。そのときには１日８０件ぐらい認可の審議をするので、本当に１件辺り数分で判断をして答申をするというようなことがありましたが、件数が減ってきておりますので、より丁寧に、各委員の専門性を生かして協議をいただいているということでございます。

新規の認可におきましては、大規模なマンションの開発に伴う保育需要に応えるため

の新規の認可というものが目立ちます。

それ以外はほとんど新規ではなく設置者変更となるのですが、この設置者変更の件数として多いのが、複数の保育所を運営している株式会社がほかの株式会社に事業譲渡する、もしくは、自らの親会社もしくは子会社に事業を移すということによって設置者が変わることによる認可、設置者変更の認可です。

これらは、もちろん我々委員は規定に則って提出された書類をもとに検討して、区市町村、それから都の担当者に質問させていただきまして認可の答申を判断するわけですが、ただ、すでに運営されている保育所の設置者変更ですので、建物やそれから人の配置については多くは検討する必要はないのですが、なぜ設置者変更を申請しているのかというところに関しましては、特に会計面の懸念というものに関してかなり時間を取って委員の方から質問をさせていただいております。

この少子化のご時世に設置者変更をするということは、より経営体力を温存する、もしくは効率的な運営を目指すと書いてあるのですが、法人によっては、ひょっとしたら財務面が弱り始めているというところが見受けられるのです。今後そういった事例がより増えるのではないかという懸念を、委員の皆さんとは共有しておりますので、ここで改めてお伝えいたします。

もちろん、社会福祉法人から社会福祉法人への事業譲渡という事例も、少ないですがございます。こちらもやはり１社会福祉法人１施設でこれまで運営してきたものが、なかなかそれではやっていかれないということで、地元地域の法人に引き取ってもらう、もしくはかなり離れた地方の社会福祉法人が東京都内で運営していた保育所になかなか手が回らなくなったというように見受けられる案件もございます。あと、気になるのが、株式会社が関係している社会福祉法人です。もともと株式会社で運営していて、その株式会社が一体的に運営しているような社会福祉法人に事業譲渡するということでの設置変更の案件等もあります。

これらの案件は、当然、もちろん規定に則って書類を出していただいて、ルールに則って審議していくわけですが、ただ一方で、本当にその保育所の設置者変更について、それぞれの法人の中長期の事業計画に基づいてそういった変更があるのか。設置者のそのときそのときの財務状況で、短期的な判断で行っているのではないかというようなことの確認をぜひしたいところでございます。

これから増えるであろう保育所のそういった設置者変更におきましては、まずは保育の質を担保、もしくは向上させるようなものであることが望ましい。ですので、できれば我々保育部会の委員としては、そういった経済的なことがどうこうというよりも、質の向上に資するものであるということを前面に出していただいて、また、設置変更した後、認可をした後、区市町村、それから東京都におかれましては、その質の向上について確認、もしくは助言等していただいて、東京都の保育所全体の質の向上につながればと考えております。

私からは、保育部会についての感想、意見は以上とさせていただきます。

○大竹委員長　米原部会長、ありがとうございました。

それでは、最後に、保育所等子供権利擁護部会についてお願いいたします。

○保育施設調査担当課長　それでは、資料の１６ページを御覧ください。私、保育支援課の安原から、保育所等子供権利擁護部会について御報告させていただきます。

令和７年１０月の児童福祉法等の改正によりまして、保育所等の職員による虐待に関しての通報が義務化されました。そのことによりまして、この保育所等子供権利擁護部会を１０月から設置をしております。

こちらの資料でございますが、東京都としましては、こちらに記載しております保育所、幼保連携型認定こども園や認可外保育施設等における虐待等の通報にかかる所管行政庁として対応をしております。こちらの通報を受理した際には、事実確認を行いまして、その内容、虐待の有無の判断等をこちらの部会に御報告することになっております。今回の御報告内容につきましては、令和７年１０月から令和８年３月までの間に御報告させていただいた内容でございます。

「１　開催回数」は５回でございます。

「２　被措置児童等虐待の状況」につきましては、「通報件数」は１６５件。そのうち同じ案件で複数の通報、相談があった件数を１件といたしまして、「要対応件数」は１２６件でございました。

うち、令和７年度内に調査済みの件数としては１２件でございます。１２件のうち、虐待該当は４件、非該当は８件でございます。虐待該当のうち、保育所は３件、認可外保育施設は１件でございました。

なお、備考欄のとおり、要対応件数のうち１１４件につきましては調査継続中となっております。

令和７年については、制度開始初年度でございまして、委員の皆様に適宜御相談をさせていただき、御助言をいただきながら慎重に判断をしてまいりました。

令和８年度につきましては、詳細に御報告をして慎重に判断していくもの、または簡易に御報告するものと、メリハリをつけた形で御報告をしておりまして、事案に応じた対応に努めているところでございます。

以上、御報告させていただきます。

○大竹委員長　ありがとうございました。

それでは、兼任されております米原部会長、よろしくお願いいたします。

○米原委員　米原でございます。

保育所等子供権利擁護部会の報告、今、事務局からいただきました。ありがとうございます。

令和７年１０月から制度運用開始に伴って、受付、それから対応、それから各自治体との連携等、かなり事務局には丁寧にやっていただいております。

先ほど御報告にもありました、要対応件数のうち１１４件は事実確認継続中とありますが、丁寧に見た結果でございまして、丁寧にやってきているだけではなくて、手探りで進めているという点もあるわけです。東京都は大きな自治体ですので、件数もかなり多くございます。各自治体との連携の中、かなり詳細に記録等もとっていただきまして、それをもとに部会には御報告いただいております。簡易な報告のフォーマット等も徐々に作成していただいておりますので、今積み上がっている件数に関しても、今後、徐々に解消していくものとなっております。

個別の事案を検討する中で、気になっている点、各委員からの御指摘等があった点をいくつかお伝えしたいと思います。

まず１点目です。各事案を検討している中で、録画の映像があることによって、通報どおりの事案が、こういったものはなかったのだと確認できる、もしくはあったということが確認できるケースがございます。一般に、今、保育施設の中では見守りカメラ等とも呼ばれる、保育室内等施設内のカメラによる録画は、子供と実際に働く保育者とを守るためにとても有効であるということです。もし機会があったら、各保育施設に、これは皆さんにとっても大事なのだ、子供にとっても大事なのだと広報アピールする必要があるのではないかという意見がございました。

それから、保育施設での事案の中には、保護者が保育施設内での保育を知る機会がないことにより、誤解に基づいて通報しているとみられるケースもございます。認証保育所や小規模保育事業所等、十分な面積が確保されておらず、朝夕の送り迎えで保護者が保育室に入れないというような施設も少なくないようです。保護者が保育施設での子供の姿、保育者の子供との関わり等を日常的に知っていれば保護者の誤解や懸念が減少すると考えられますので、今後、保護者が保育室に日常的に入ることができるよう、東京都、もしくは地方自治体等、指導検査の主体がアドバイス、できれば指導等につなげていただければということが期待されます。

それから、虐待等の内訳、今回は保育所と認可外保育施設が１件ございますが、この認可外保育施設はかなり幅がございまして、幅というのは、例えばインターナショナル保育施設やスポーツクラブ等でございます。

対象となる大人、保育者等も、資格を持つ保育士から、いわゆる運動指導員等というような方、あとは英語の指導員等となっておりまして、虐待と疑われる行為、それはどの大人でもやってはいけないことは当然ですが、子供との関わりについてこういったことが望ましい、こういったことは良くないということは資格等を取得するときに知っているべきであるのですが、運動指導員や英語の指導員ではそういった経験がない方もいらっしゃるのではないか。

そういう様々な大人に対して、保育施設はもちろんそういった指導をしていただかなければならないのですが、その保育施設の指導についても東京都や区市町村が指導していくのはなかなか困難であるということは、部会の中で話題になっているところです。

半年を経て、１００件以上で、継続して様々なケース、相談、通報を東京都が受けているわけですが、そういったケースをできるだけ早めに集積をして、こういったケースは望ましくない、こういったケースは虐待として認定されうる、判断されうるというようなことをまとめて、事業者、そして保護者等に周知をすることで、同様の事案が防げるのではないかということも話題になっております。

できるだけこういった事案がない、また通告が減るように、できることを部会でも継続して協議をしていければと考えております。

保育所等子供権利擁護部会としての感想、意見としては以上です。

○大竹委員長　米原部会長、ありがとうございました。

ただいま５つの部会から御報告をいただきましたが、その他の委員の皆様から何か御意見、御質問等あればお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

亀岡委員、お願いします。

○亀岡委員　亀岡でございます。御丁寧な説明をどうもありがとうございました。

私、今日お聞きしていて感じた点ですが、１つは、例えば子供権利擁護部会や児童虐待死亡事例等検証部会、更に最後の保育所等子供権利擁護部会というところで、実際の受理の年月とそれに対応する調査の年月について、かなりずれがあることです。

もちろん内容をきちんと丁寧にやらないといけないので、やっているのでしょうが、見ていると報告が翌々年度になっているようなことがこの報告の中にも見受けられ、また過去の部分にも見受けられるのですが、そうなると、例えば、今もう令和８年度になるわけですが、令和８年度になって改めて新たな色々な事例がどんどん出てきたとしても、積み残したと言ったら失礼ですが、それ以前の事例が残っていれば、まずそちらをやりながらということになると、新しい事例に対する対応と従来の事例に対する対応の整理について、どのように、もちろんどちらも大事ですが、対応する職員が足りないのか、それともやり方に何か難しい点があるのか、進め方も含めて、非常に重要なことばかりなので１つ１つされていることに対しては大変素晴らしいと思って感心しながら聞いておるのですが、現実的な流れとしてそういうものを感じますが、それについていかがでしょうか。

○大竹委員長　事務局から何かコメントはございますか。

○子供・子育て計画担当課長　子供権利擁護部会についてお答えさせていただきますと、近年非常に進捗が遅くなっておりまして、過年度分の受理の案件についての未調査分があるため、例えば令和８年度にも毎月受理件数がある中で、なかなかその対応ができていないのではないかという形で御指摘をいただきましたが、確かに一部そのとおりではあります。

過年度分を対応しながら、令和８年度の中では、非常に重篤というか、迅速に動かないといけない案件につきましては優先的に対応して、なんとか進めているところではありますが、いずれにしても、先ほども事務局からの説明で少し申し上げたとおり、調査方法の効率化や、あとは人員体制についてもどのような形で実施するのが良いのかなど、工夫

が必要だと感じているところです。

以上になります。

○大竹委員長　それぞれ、しっかりと取り組みながらというところですが。

○米原委員　保育所等子供権利擁護部会ですが、制度運用が始まってやっと落ち着いてきましたので、これからこれまで溜まっていたケースも御報告いただくことにはなっております。

もちろん、性的虐待等が疑われるような、早く対応が必要な事案については、警察等への連絡も含めてすぐに対応していただいております。

ただ、事案の色々な確認をして報告までにつながるには一定の期間が必要ですし、あと、事案が本当に存在するのかなど、通告、連絡が具体的ではないようなものもございまして、対応がなかなか難しい。これがもし本当であれば大変なのですが、それがどの保育所で、どの年齢で、どういう先生がやったとか、子供が対象なのかというようなことがなかなか分からない、もしくは通報者が言ってくれないというようなケースもあるようです。その職場内での立場を気にする、もしくは、保護者からの通報ですが、園内での自分の子供の立場のことも考えて詳しいことは園に伝えないでくれというようなこともあって、各自治体、それから東京都としてもなかなかうまく踏み込めないで、できることをやっているというような現状があります。

すみません、私からは以上です。

○大竹委員長　ありがとうございました。

○亀岡委員　非常に丁寧にされてることが、よく分かりました。

だからこそ、体制にそもそも無理があるのではないかというように、聞いていてですね。件数がどんどん増えてくれば、それに対して対応がどんどん遅れていくのではないか、それは結果的に目指すものが達成できないのではないかなという。決して批判とかそういうものではありません。建設的に言ってるつもりではいるのです。ありがとうございました。以上でございます。

○大竹委員長　皆さん思っているところだと思いますが、こういった現状を踏まえながら、１つ１つ、事務局ともやり取りしながら進めていければと思っています。

ただ、本当に件数がどんどん増えているというところで、これは現場でしっかりと対応していくということになると思いますが、我々事務局等も含めて、こういった部会でもどのような取り組みを今後していったらよいのかというところ、今はプロセス段階かなと思っておりますので、しっかりと取り組んでいきたいと思います。ありがとうございました。

○亀岡委員　よろしいですか。

○大竹委員長　どうぞ。

○亀岡委員　先ほど、保育部会の報告で米原部会長が懸念された点についてですが、認可、審査を通すためにその場だけを繕ってしまうような、喉元過ぎればなんとかではないで

すが、申請したときのとおり本当に運営されているのかということに対して疑問を感じるようなことがございます。

例えば、非常に急坂の上のところに認可の保育所ができて、認可申請の段階で「そこは急坂ですので危険ですよ」と言ったら、「当然、そこは通らないで遠回りをしていく」と説明がありました。その急坂のところだと４０メートルぐらいで通れてしまうのです。遠回りすると２００メートルぐらいあるのですが、「安全なのでそちらを通ります」と説明されていました。「そうですね」ということで審査は通りました。

ところが、現実的には近い急坂ところを通っていました。実際、時間としてもかなり違うのでしょうから、そういう事例を現実的に、たまたまですが見かけるようなことがあったときに、保育の本来のあるべき精神というのですかね、特に営利法人系には、どちらかというとそれよりもむしろ特別な、ほかの保育施設にない方針や遊び用具等を作る等により他の保育園と差別化することにより園児をより多く集めようとする法人がありました。本来大事なのはそういうことではなくて、本当に子供をどう育てていくかというところであるのに、そうではないところで特徴を出していって、そしてそこへ人を集めていくというような部分もあるように感じている面がございます。そして、それはおそらく先ほどあった事業譲渡であるとか、そういうことにつながっていくのではないでしょうか。

ある法人は非常に経営が厳しいので経営をうまくできている法人に事業譲渡すると、事業を譲り受けた法人は経営をよりよくやっていくために更に進めていくみたいなことを感じる部分がございましたので。これは私が言う立場ではないかもしれませんが、一言言わせていただきます。

○大竹委員長　貴重な視点だと思います。ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

今回、各部会長から、本当に数字では見えない、読めないところまで、しっかりと丁寧に御説明していただいて、私たち、各部会に出てない委員についても、各部会長からの御説明で、議論の内容や、何が課題になっているのかというところがよく分かりました。

本当に部会長の皆様、また各委員の皆様、ありがとうございます。

それでは、続いて行きたいと思います。

専門部会から令和８年１月に中間報告を取りまとめていただきましたが、令和８年度最終提言に向けた今後の検討事項やスケジュール等の御説明をお願いしたいと思います。

○育成支援課長　育成支援課の六串より報告させていただきます。

資料６「専門部会 今後の検討事項・スケジュール（案）」をお開きください。専門部会につきまして、今後の検討事項とスケジュール等、現在の状況を報告させていただきます。

令和８年１月の本委員会で取りまとめいただきました中間報告を踏まえまして、令和８年度も引き続き御議論をいただいているところでございます。

中間報告では、直ちに対応すべき事項につきましては当面の取り組みの方向性をまとめた上で、引き続き検討を要する事項につきましては令和８年度に最終提言として取り

まとめをすることとしておりました。

検討事項の主な論点としましては、「（１）フレンドホーム制度と養育家庭制度の一体的運営」、「（２）里親・ファミリーホームと施設・社会福祉法人等との連携」、「（３）包括的な里親支援体制・機能の拡充」、「（４）家庭養育推進専門チーム（仮称）の設置」の４つの柱で進めていこうとしてございます。

スケジュールとしましては、今年の秋までに最終提言の取りまとめをお願いしたいと考えております。そこから逆算をしまして、令和８年度は全部で４回、専門部会を開催しまして検討を進めていく予定としております。第６回は令和８年５月２５日にすでに開催しておりまして、残りの３回は記載の日程で開催を予定してございます。

その次のスライドに、令和８年度の検討事項につきまして、中間報告の第４章で整理していた内容をまとめておりますが、具体的には今まさに専門部会で御議論いただいている内容でありまして、詳しい説明は割愛をさせていただき、専門部会での検討が煮詰まった段階で改めて本委員会には最終提言案としてお諮りをさせていただきたいと考えてございます。

専門部会の今後の検討事項とスケジュールにつきまして、事務局からの説明は以上でございます。

○大竹委員長　ありがとうございました。

それでは、ここで横堀部会長からコメント等いただければと思います。お願いします。

○横堀委員　横堀でございます。

非力ながら専門部会の部会長をさせていただいております立場にありますので、ここまでの専門部会における審議の経過及び今後の開催見通しにつきまして、事務局から御報告いただいたとおりなのですが、私から部会の状況、様子、それからまだ検討が残る課題等について、少し述べさせていただきたいと思います。

まずは、ここまでそれぞれの現場実践を踏まえた御関係の方々、それから事務局の皆様の日々の御検討はもとより、様々な御経験をお持ちの部会員の方々の多様な意見をいただきまして、議論を深めたり、考えたりする流れをいただいてきましたことに感謝を申し上げます。

令和８年１月、この本委員会で報告の機会がございましたので、皆様、中間報告の内容については御承知のとおりであります。

専門部会の中間報告の段階におきましては、東京都の里親等委託推進をめぐる取り組みに関して、現状の確認、それから課題整理が行われました。すぐにでも取り組むこと、取り組めること、そして中長期的に取り組むべき課題等も現時点において整理がなされました。それぞれの課題に関し幅広い意見出しが行われた内容が中間報告には取りまとめられたという次第でございます。委員の方々から出されました意見は大変多角的で、かつ広い範囲に及びましたが、その後の検討事項は、今急ぎ検討可能な内容に一定程度絞られ、急ぎ検討進めていくものになったかという印象を私自身持っております。

令和７年の協議を踏まえまして、今年度は、より具体的な取り組みの形を議論する流れに入りました。特にこの２年目に当たります今年度の４回にわたる専門部会では、すぐ取り組めることの中から、すでに令和８年度に東京都における予算化がすでに叶った事項の御報告もいただきましたり、皆様にも今日見ていただいていますように、原案でありますが、東京都オリジナルの施策案も示されたりしております。私からの詳しい説明は控えますが、例えば仮称で「里親型フレンドホーム」や、仮称で「施設職員型里親」との表現で書いてある部分等も、そのオリジナルの一環であると受け止めております。これらは既存の国レベルの制度や、東京都で実施してきました色々な既存の枠組みを生かしながらも、制度的取組を頭打ちにしないで種々の工夫を加えていく余地のある案と受け止めております。

また、まだ議論の途中でありますが、ご説明後段の施設と里親をつなぐ案につきましても、社会的養護を必要とする子供の養育を、施設か里親かと二分で考えないで、その両者の接続や、法人・施設による家庭養育の養育者の輩出を模索する１つの可能性を示す案であるように受け止めております。ただ、まだ議論中であり、委員からの多様な課題提示もございますので、更に検討を加えていく面があると捉えております。

それから、包括的な里親支援体制につきましても次回の専門部会で検討いたします。東京都設置の児童相談所では令和７年度にフォスタリング機関が揃った状況にあります。そんな中、今後、包括的な里親支援体制を、里親支援センターのあり方を含めまして、どう検討していくかは、なかなか難しい議論かと感じております。加えて、家庭養育推進のための専門チームの新規設置等につきましても、まだこれから案の詳細を見せていただくところでありますので、以後も色々な方の御意見を頂戴したいと考えております。

ただ、次回、第７回ではこうした議論が一区切りになりまして、以後、急ピッチで最終提言の取りまとめに向けて歩んでいくことになっております。ですので、スケジュール的には厳しいのですが、専門部会構成員の方々からより活発に意見を出していただけるよう、部会長としては努力したいと考えております。

また本日、資料の１８ページに掲載されております、令和８年度に引き続き議論を要する主な論点の「その他」としてまとめられている中にも重要課題が大変多く含まれております。これらにつき、ソーシャルワークを軸に置いて重点的に議論したいところと感じております。地域で、地域の御家庭から里親になられる方々を実際どう増やしていくかの課題もあります。そこに関係の方々の地道な取り組みがあることも存じております。また、里親の養育力を高め、育成するとともに、多様な養育者による養育に一定程度期待をする、チーム養育をより機能させていくことも、それぞれの現場に具体的に求められる取組課題だと考えております。

一方、私自身もこれまでの専門部会で意見を述べたのですが、区市町村の関係者が予防的支援に尽力されていることを考えますと、いわゆる親子分離の予防から親子関係再構築後に地域に帰った当事者の支援までを眺め渡す中で、今回、社会的養護を必要とする子

供の養育を改めてどう再編成していくかという確認の機会となっていると思います。

ケアニーズの高い子供も多くいますので、施設のみならず里親家庭でどのように養育が成り立つのかも、引き続き実質的な検討を要する課題であると思います。

そう考えますと、里親等委託の推進にかかる専門部会なのですが、里親制度の範囲にとどまる議論ではなくて、施設と里親、ファミリーホーム等々を合わせた社会的養護、養育全体のデザインをどう描くかも、テーマとして迫ってくるように感じております。

「その他」のところに書かれております中で、私が今、１つだけでもとくに触れておきたいと思いますのは、３点目に「○養育家庭の候補児童になりながらマッチングに至らない児童が一定数存在する現状、不調の未然防止の観点も踏まえた、マッチング方法のあり方、具体的な課題整理と確認、状況改善」と書かれているところです。

私自身が東京都の養育家庭制度に関わらせていただく立場になってから、この点が一番気がかりだなと思ってきました。現在、都と区がより連携をされる時代ですが、色々な実践現場の方々とお話ししていますと、委託候補児童を出しても委託に至らなかった、御家庭の紹介がなかったという困り感をよく耳にするのです。ですので、ソーシャルワークのあり方を、どのように調整したり、工夫したりしていける余地があるのか、私自身は実践の中にいる者ではございませんが、考えさせていただけるところがもしあれば御一緒に検討したいとも思っております。

専門部会の開催回数は限られておりますので、最終提言に向かうこの時期、議論をどこまでどのように行うことができるのか難しいと感じますが、必要な議論をこれからも重ねながら、どのような検討を段階的に積んでいく必要があるかを整理しながら、最終提言に向かっていけたらと思っております。

微力ですが、今年度も部会長として努めますので、また御意見をお聞かせください。

専門部会からの御報告は以上でございます。ありがとうございました。

○大竹委員長　横堀部会長、ありがとうございました。

それでは、その他、皆様から何か御意見、御質問があればと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

今、横堀部会長からありましたように、これからあと残る３回やって、この本委員会で最終的な提言を示させていただくということになっておりますので、そのときまた皆様に御披露したいと思っております。

よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

それでは、最後に事務局からお願いしたいと思います。

○子供・子育て計画担当課長　本日はお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございました。

次回の本委員会開催につきましては、委員長、副委員長と相談の上、また改めて皆様に日程調整をさせていただきたいと考えております。

よろしくお願いいたします。

○大竹委員長　それでは、本日の東京都児童福祉審議会第５回本委員会は、これをもちまして終了させていただきます。

遅い時間まで誠にありがとうございました。

お疲れ様でございました。

閉　会